

# 県営繕課との意見交換会

日 時 令和4年11月9日（水）13時30分から

場 所 鳥取県庁 議会棟3階 第15会議室

一般社団法人 鳥取県電業協会

## 県営繕課と電業協会の意見交換会次第

日 時 令和4年11月9日(水) 13時30分～  
場 所 鳥取県庁 議会棟3階 第15会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 意見交換会

### 出席者

#### ・鳥取県 (10名)

警察本部 警務部会計課

係 長 (管財係) 安田 文明

警察本部 交通部交通規制課

係 長 (施設係) 西尾 健

総務部 営繕課

課 長 下田 悟

参 事 川口 新二

参 事 山下 哲也

課長補佐 (教育施設担当) 加藤 孝徳

課長補佐 (技術企画担当) 松岡 正徳

課長補佐 (一般営繕担当) 神谷 朋之

係 長 (保全担当) 清水 裕詞

電気技師 (保全担当) 安部 拓郎

#### ・一般社団法人 鳥取県電業協会 (7名)

会 長 岡本 安量 (株)ミナミコーポレーション

副会長 (東部支部長) 山本 淳 永興電業(株)

副会長 (中部支部長) 寺地 建 新陽電気(株)

副会長 (西部支部長) 濱田 修 (株)ホクシン

中部副支部長 岸田 智則 岸田電気設備(有)

西部副支部長 松田 武志 松田電工(有)

事務局長 太田垣 順

(令和4年度) 県営繕課と電業協会との意見交換会  
「県への意見・要望事項」

(鳥取県電業協会)

(1) 県警察本部発注工事の入札添付書類について

(内容) 県警察本部発注工事の発注時の添付書類 (PDF) が見えにくくて内容が確認しづらいので、改良していただきたい。

(2) 工事設計書に時間外作業及び調査費等の反映のお願い

(内容) 停電作業・照度測定等の人件費及び調査費等が工事費内訳書に反映されていない工事がある。

特に営繕工事は関連工事との兼ね合いもあり、夜間や休日に行われることが多いが、この費用は受注者側の負担となっているのが現状である。調査一つにとっても当然人件費と経費がかかるわけであるから、こちらの費用も工事費の中に含まれるべきものではないかと感じる。

働き方改革で作業時間が短くなり、実質稼働できる工事日数も減少し、少子高齢化や若者の建設業離れが加速し、人材確保がかなり難しくなっている中で、適正な工費の設定が望まれるのではないか。

そういう観点からも実際にかかる夜間作業や休日作業 (照度測定や停電作業等) にかかる人件費やその他の費用が反映されるよう、適正な設計書の策定へのご理解をお願いしたい。

(3) 週休二日制工事の適正な工期設定のお願い

(内容) 週休二日制工事に関しては、休工日が増えるということは、その分工事日数が減少してしまい、今より工期がタイトになるリスクが出てくる。

実際稼働時間が減少するという事で、関連工事の兼ね合いの点からみても現場作業員や技術者の負担増加につながるのではないかと思われる。そこで、作業従事者や技術者を増やそうとしても、少子高齢化が進む中での技術者等の確保はかなり厳しくなっている。

このような現実がある中、どうしても土日祝祭日でなければならない工事があつたりする場合もあるということをご理解の上、適正な工期の設定をお願いしたい。

働き方改革は建設業にとっても、とても重要で実現しなければならない事だと感じているが、それは発注者と受注者の相互理解がなければ成り立たないとも思っているので何卒よろしくお願いしたい。

## (4) 入札時積算数量表および入札時積算数量表活用方式について

(内容) 既存建物に太陽光発電設備を設置する工事においてコンクリート柱及び建柱に係る経費、装柱に関する高所作業車などが積算数量表から抜けており、且つ、ケーブルやボックスなど通常の方法の量を細かく拾い出す性質の工事でもなかったため、図面のコンクリート柱を見落としのまま（実際は図面でコンクリート柱の存在を目にしていたが、既設と勘違いしていた）、落札してまった後に、県の担当者と設計者との打合せの場で「見落とししたのは弊社のミスだが、内訳書に記載がないのは県側のミスではないか」という旨の発言をしたら、その場では「すみませんでした」と言われたのに、後日、積算数量表に記載のある「支持材」のなかにコンクリート柱が含まれていると弊社の工事担当者に言われてきた。

弊社担当者と県側で新設のコンクリート柱は建てない方向で打合せしていたので、その分減額（15万円程度）になるとのことだが、「支持材」のなかに「コンクリート柱」が入っていると認識する人間が果たして電気工事の積算業務に慣れている者のなかにいるのであろうか？

一般的に、コンクリート柱は特材にあたり、「支持材」はどちらかという雑材的なものなので、もしも本当にそういう認識で積算されたのであれば、慣れていない方が内訳書を作成したことになり、それをフォロー、チェックする体制も働いていなかったということになると思われる。

また、15万円程度の減額というのも、弊社の内訳での「構内配電線路」の科目中の「支持材」は9万円程度で提出しているもので、理解に苦しむ。

「入札時積算数量表活用方式」とは一体何の為に採用、活用されているのだろうか。

## (5) 県外業者の取り扱いについて

(内容) 県工事において、下請けの施工者、製造者ともに県内業者を優先されるのはすぐ理解できるし、本来そうあるべきだと思うが、品質の確保や施工実績、専門性という側面を考えたときに、もう少し柔軟に対応していただきたいと思う。諸条件や状況によって、あの工事では、この業者を使っても良いのに、この工事では駄目だと言われることがある。

大手メーカーのものが一般的な製品でも県内製造者の製品があったり、従来一般的な電気工事とは異なる内容の工事で施工自体は可能であっても、性能、品質保証という面で考えると幾らかの不安がある場合がある。会社自体の規模や体制などもこれらの懸念と繋がることもあるし、また、施工の場合は業者数が限られることもあり、県外業者を使いたい場合があるのでご理解いただきたい。

令和4年度 鳥取県と鳥取県電業協会との意見交換会 （鳥取県からの質問等）

項 目	意 見	回 答
1 現場代理人、技術者の配置について	<p>現下の機器類等の納期の長期化に伴い、県が発注する営繕工事においてはこのことを考慮し、通常よりも工期を長く設定しています（場合によっては工期延長で対応）。工期が長期化すると、現場代理人及び主任技術者等の従事期間も長くなり、その分の技術者不足が懸念されます。また、近年の設備工事の増加により一層の技術者不足も考えられます。</p> <p>貴業界の現況、今後の展望をお聞かせいただきますようお願いいたします。</p>	